

○福岡県風俗案内業の規制に関する条例施行規則

平成25年2月19日

福岡県公安委員会規則第1号

最終改正 令和2年3月31日

福岡県風俗案内業の規制に関する条例施行規則を制定し、ここに公布する。

福岡県風俗案内業の規制に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、福岡県風俗案内業の規制に関する条例（平成24年福岡県条例第69号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(風俗案内業の開始の届出)

第2条 条例第3条第1項の届出書（以下「風俗案内業開始届出書」という。）の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 風俗案内業開始届出書は、当該風俗案内業を開始しようとする日の10日前までに提出しなければならない。

3 条例第3条第1項第5号の公安委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 個人にあつては、生年月日
- (2) 法人にあつては、代表者の住所及び生年月日並びに役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。第4条第1号オの（イ）において同じ。）の氏名、住所及び生年月日
- (3) 風俗案内業を開始しようとする年月日
- (4) 管理者の生年月日

(風俗案内業の廃止等の届出)

第3条 条例第3条第2項の届出書の様式は、風俗案内業を廃止した場合の届出に係る届出書（以下「廃止届出書」という。）にあつては様式第2号のとおりとし、同条第1項各号に掲げる事項に変更があつた場合の届出に係る届出書（以下「変更届出書」という。）にあつては様式第3号のとおりとする。

2 廃止届出書又は変更届出書は、当該風俗案内業の廃止又は変更の日から10日以内に提出しなければならない。

(風俗案内業開始届出書及び変更届出書の添付書類)

第4条 条例第3条第3項の公安委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げる届出書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

(1) 風俗案内業開始届出書 次に掲げる書類

ア 風俗案内所の使用について権原を有することを疎明する書類

イ 風俗案内所の平面図及び風俗案内所の周囲の略図

ウ 風俗案内の方法等を記載した風俗案内方法等確認書(様式第4号)

エ 風俗案内業を行おうとする者が個人である場合は、次に掲げる書類

(ア) 住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第5号に掲げる事項(外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等)が記載されているものに限る。)

(イ) 条例第4条第1号から第8号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

(ウ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村(特別区を含む。)の長の証明書

(エ) 青少年でない未成年者(婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。)で風俗案内業に関し法定代理人の許可を受けているものにあつては、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合においては、その名称及び住所並びに代表者の氏名)を記載した書面並びに当該許可を受けていることを証する書面

オ 風俗案内業を行おうとする者が法人である場合は、次に掲げる書類

(ア) 定款及び登記事項証明書

(イ) 役員及び相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し役員と同等以上の支配力を有するものと認められる者((ウ)において「役員等」という。)に係るエの(ア)及び(ウ)に掲げる書類

(ウ) 役員等に係る条例第4条第1号から第7号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

カ 管理者に係る次に掲げる書類

(ア) 条例第14条第4項に規定する業務を誠実にを行うことを誓約する書面

(イ) エの(ア)及び(ウ)に掲げる書類

(ウ) 条例第14条第3項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書
面

(2) 変更届出書 前号に掲げる書類のうち、変更があった事項に係る書類

(風俗案内業開始届出書等の提出)

第5条 福岡県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に風俗案内業開始届出書、廃止届出書又は変更届出書を提出する場合は、当該風俗案内業開始届出書、廃止届出書又は変更届出書に係る風俗案内所の所在地を管轄する警察署長を経由して、1通の風俗案内業開始届出書、廃止届出書又は変更届出書を提出しなければならない。

2 公安委員会に対して同時に2以上の風俗案内所について廃止届出書又は変更届出書を提出する場合は、前項の規定にかかわらず、それらの風俗案内所のうちいずれか1の風俗案内所の所在地を管轄する警察署長を経由して提出すれば足りる。

3 前項の規定により2以上の風俗案内所のうちいずれか1の風俗案内所の所在地を管轄する警察署長を経由して変更届出書を提出する場合又は1の警察署の管轄区域内にある2以上の風俗案内所について同時に風俗案内業開始届出書若しくは変更届出書を提出する場合において、当該風俗案内業開始届出書又は変更届出書に添付しなければならないこととされる書類のうち同一の内容となるものがあるときは、当該同一の内容となる書類については、1部を当該風俗案内業開始届出書又は変更届出書のいずれか1通に添付するものとする。

(心身の故障により風俗案内業の業務を適正に実施することができない者)

第5条の2 条例第4条第7号の公安委員会規則で定める者は、精神機能の障害により風俗案内業の業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(従業者名簿)

第6条 風俗案内業者は、その従業者が退職した日から起算して3年を経過する日まで、その者に係る従業者名簿(条例第8条に規定する従業者名簿をいう。第3項及び第8条第1号において同じ。)を備えておかななければならない。

2 条例第8条の公安委員会規則で定める事項は、性別、生年月日、採用年月日、退職年月

日及び従事する業務の内容とする。

- 3 条例第8条に規定する事項が、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。第8条第2号及び第9条第3項において同じ。）により記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができる場合は、当該記録（第8条第2号において「電磁的名簿」という。）をもって従業者名簿に代えることができる。

（生年月日の確認の方法）

第7条 条例第9条第1項の公安委員会規則で定める方法は、風俗案内業に係る業務に従事させようとする者から次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類の提示を受けて、生年月日を確認する方法とする。

- (1) 日本国籍を有する者 次のいずれかに該当する書類

ア 住民票の写し又は住民票の記載事項証明書（住民基本台帳法第7条第2号に掲げる事項が記載されているものに限る。）

イ 戸籍の謄本、抄本、全部事項証明書又は個人事項証明書

ウ 旅券法（昭和26年法律第267号）第2条第2号の一般旅券

エ 道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項の運転免許証

オ アからエまでに掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該者の生年月日の記載のあるもの

- (2) 日本国籍を有しない者（次号及び第4号に掲げる者を除く。） 次のいずれかに該当する書類

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号の旅券

イ 出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード

- (3) 出入国管理及び難民認定法第19条第2項の規定による許可がある者 次のいずれかに該当する書類

ア 前号アに掲げる書類（出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和56年法務省令第54号）第19条第4項の証印がされているものに限る。）

イ 前号アに掲げる書類（出入国管理及び難民認定法施行規則第19条第4項の証印がされていないものに限る。）及び同項に規定する資格外活動許可書又は同令第19条

の4第1項に規定する就労資格証明書

ウ 前号イに掲げる書類

- (4) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者 同法第7条第1項に規定する特別永住者証明書

（生年月日の確認の記録）

第8条 条例第9条第2項の記録の作成及び保存は、次のいずれかの方法により行わなければならない。この場合において、当該記録は、当該従業者が退職した日から起算して3年を経過する日まで保存しなければならない。

- (1) 条例第9条第1項の規定による確認をした従業者ごとに、当該確認をした年月日を当該従業者に係る従業者名簿に記載し、かつ、当該確認に用いた書類の写しを当該従業者名簿に添付して保存する方法
- (2) 前号に規定する従業者ごとに、条例第9条第1項の規定による確認をした年月日を当該従業者に係る電磁的名簿に記録し、かつ、当該確認に用いた書類の写し又は当該書類に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的方法による記録を当該従業者に係る電磁的名簿の内容と照合できるようにして保存する方法

（許可の確認等）

第9条 風俗案内業者は、条例第10条第1項の規定による確認（次項において「確認」という。）の対象となる接待風俗営業又は性風俗特殊営業（次項において「対象営業」という。）に係る風俗案内を行わないこととした場合は、その日から起算して3年を経過する日まで、当該風俗案内に係る風俗営業等確認簿（同条第2項に規定する風俗営業等確認簿をいう。第3項において同じ。）を備えておかななければならない。

2 条例第10条第2項の公安委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 確認をした年月日
- (2) 対象営業の営業所の所在地
- (3) 対象営業を営む者が個人である場合は、住所
- (4) 対象営業を営む者が法人である場合は、名称、住所及び代表者の氏名

- (5) 対象営業における当該確認に係る業務を担当した者の氏名
- (6) 対象営業の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第5条第2項の許可証の番号、同法第7条第1項、第7条の2第1項若しくは第7条の3第1項の承認に係る公安委員会が交付した書面の番号又は同法第27条第4項の書面の番号
- (7) 対象営業に係る風俗案内を開始した年月日及びその風俗案内を終了した年月日

3 条例第10条第2項に規定する事項が、電磁的方法により記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができる場合は、当該記録をもって風俗営業等確認簿に代えることができる。

（青少年の立入禁止等の表示）

第10条 条例第11条の規定による表示は、次の各号に掲げる風俗案内所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を表示した書面その他の物を公衆に見やすいように掲げることにより行うものとする。

- (1) 風俗案内を行うための施設 青少年がその風俗案内所に正当な理由なく立ち入ってはならない旨
- (2) 風俗案内を行うための設備 青少年がその風俗案内所を利用してはならない旨

（騒音の数値等）

第11条 条例第12条第3号の公安委員会規則で定める数値は、別表の左欄に掲げる地域ごとに同表の右欄に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ同欄に定める数値とする。

2 騒音の測定方法は、風俗案内所の境界線の外側で測定可能な直近の位置について、計量法（平成4年法律第51号）第71条の条件に合格した騒音計を用いて行う日本産業規格Z8731に定める騒音レベルの測定方法とする。この場合において、聴感覚補正回路はA特性を、動特性は速い動特性を用いることとし、騒音レベルは、5秒以内の一定時間間隔及び50個以上の測定値の5パーセント時間率騒音レベルとする。

（表示等を禁止する図画、写真その他の物品等に関する基準）

第12条 条例第12条第4号の公安委員会規則で定める基準（次項に掲げるものを除く。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 接待風俗営業又は性風俗特殊営業（以下「接待風俗営業等」という。）の営業所の名

- 称、所在地又は電話番号その他の連絡先を表し、又は暗示するもの
- (2) 接待風俗営業等の営業所の内部の状況を表し、又は暗示するもの
 - (3) 接待風俗営業等を表し、又は暗示するもの（前2号に該当するものを除く。）
 - (4) 接待風俗営業においてされる接待又は性風俗特殊営業において提供される特殊役務（以下「接待等」という。）に係る行為を表し、又は暗示するもの
 - (5) 接待等に従事している者又は従事していた者を表し、又は暗示するもの
 - (6) 風俗案内所の外周に、又は外部から見通すことができる状態にしてその内部に、風俗案内が行われていることを表し、若しくは暗示するものを表示し、又は物品に表示して当該物品を掲出し、若しくは配置した風俗案内所にあつては、人（明らかに接待等に従事する者ではないものとして公衆に容易に理解される者を除く。）を表し、又は暗示するもの

2 条例第12条第5号の公安委員会規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 性交、性交類似行為又は自慰行為を表すもの
- (2) 性器、肛門又は乳首を表すもの
- (3) 全裸若しくは半裸の人、下着が見える人又は衣服等が透けた人の姿態又は状態を表すもの
- (4) 下着を着用していない人の状態を表すもの
- (5) 人の陰部、胸部又は臀部を強調して表すもの
- (6) 性具その他の性的な行為の用に供する物品を表すもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、卑わいな表現であるもの
(心身の故障により管理者の業務を適正に実施することができない者)

第12条の2 条例第14条第3項第3号の公安委員会規則で定める者は、精神機能の障害により管理者の業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(指示)

第13条 条例第15条の指示は、指示書（様式第5号）を送達して行うものとする。

(風俗案内業の停止等)

第14条 条例第16条第1項の規定による風俗案内業の停止の命令は、事業停止命令書(様

式第6号)を送達して行うものとする。

- 2 条例第16条第2項の規定による風俗案内業の廃止の命令は、事業廃止命令書(様式第7号)を送達して行うものとする。

(調査)

第15条 公安委員会は、条例第18条第1項の規定により報告又は資料の提出を求める場合は、報告・資料提出要求書(様式第8号)を送達して行うものとする。

- 2 公安委員会は、前項に規定する場合において口頭による報告を求めることが適当であると認めるときは、当該口頭による報告を求めることができる。

- 3 条例第18条第1項の規定により報告又は資料の提出を求められた者(第5項及び第17条において「当事者」という。)は、前項に規定する場合で資料の提出を行わないときを除き、公安委員会に対し、報告・資料提出書(様式第9号)を提出するものとする。

- 4 公安委員会は、第1項の規定による求めについては、報告・資料提出書の提出期限の日又は口頭による報告期日までに相当な期間をおいて行うものとする。

- 5 公安委員会は、当事者が提出期限までに報告・資料提出書の提出をせず、又は口頭による報告期日に出頭しない場合は、報告又は資料の提出を拒んだものとして取り扱う。

(口頭による報告の聴取)

第16条 公安委員会は、前条第2項の規定により口頭による報告を求めた場合は、警察本部長が別に指定する警察職員に当該口頭による報告を聴取させることができる。

- 2 前条第2項の規定により口頭による報告を求められた者は、病気その他やむを得ない理由がある場合は、公安委員会に対し、報告日時等変更申出書(様式第10号)により口頭による報告の日時又は場所の変更を申し出ることができる。

- 3 公安委員会は、前項の規定による申出又は職権により、口頭による報告の日時又は場所を変更することができる。

- 4 公安委員会は、前項の規定により報告の日時若しくは場所の変更をした場合、又は第2項の規定による申出を受けた場合で報告の日時及び場所の変更をしなかったときは、速やかにその旨を報告日時等決定通知書(様式第11号)を送達して口頭による報告を求めた者に通知しなければならない。

(代理人の選任)

第17条 当事者は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、当事者のために、報告若しくは資料の提出に関する一切の行為をすることができる。

3 当事者は、代理人の資格について、代理人選任届出書（様式第12号）を公安委員会に提出して証明しなければならない。

4 当事者は、第1項の規定により選任した代理人がその資格を失った場合は、代理人資格喪失届出書（様式第13号）によりその旨を公安委員会に届け出なければならない。

（証明書の様式）

第18条 条例第18条第3項の証明書の様式は、様式第14号のとおりとする。

（書類の送達）

第19条 公安委員会がこの規則の規定により送達する書類は、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書事業者による同条第2項に規定する信書便（次条において「信書便」という。）による送達又は交付送達により、その送達を受けるべき者の住所又は居所に送達するものとする。

（郵便又は信書便による送達）

第20条 公安委員会は、郵便により前条に規定する書類を発送する場合において必要があると認めるときは、特殊取扱いによる郵便により行うものとする。

2 公安委員会は、信書便により前条に規定する書類を発送する場合において必要があると認めるときは、信書便の役務のうち特殊取扱いによる郵便に準ずるものにより行うものとする。

3 公安委員会は、郵便又は信書便により前条に規定する書類を発送した場合は、その書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名、宛先、郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第3項に規定する信書便物の送達の方法及び発送の年月日を確認するに足りる記録を作成しておくものとする。

（交付送達）

第21条 交付送達は、警察職員が、第19条の規定により送達すべき場所において、その送達を受けるべき者に、受領確認書（様式第15号）と引換えに書類を交付して行うもの

とする。ただし、その者に異議がない場合は、その他の場所において交付することができる。

2 次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、前項の警察職員は、交付送達を、同項の規定による交付に代え、それぞれ当該各号に定める行為により行うことができる。

(1) 送達すべき場所において書類の送達を受けるべき者に出会わない場合 その使用人その他の従業者又は同居の者で書類の受領について相当のわきまえのあるものに、受領確認書と引換えにその書類を交付すること。

(2) 書類の送達を受けるべき者その他前号に規定する者が送達すべき場所にいない場合又はこれらの者が正当な理由がなく書類の受領を拒んだ場合 送達すべき場所にその書類を差し置くこと。

3 前条第3項の規定は、前2項の規定により交付送達をした場合について準用する。この場合において、同条第3項中「宛先、郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第3項に規定する信書便物の送達の方法及び発送の」とあるのは、「その書類を交付し、又は差し置いた場所、交付送達の方法及びその書類を交付し又は差し置いた」と読み替えるものとする。

(委任)

第22条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

(附則省略)

別表（第11条関係）

地域	数値		
	午前6時後午後6時前	午後6時以後翌日の午前0時前	午前0時から午前6時まで
1 条例第7条第1項第1号に掲げる地域	5.5デシベル	5.0デシベル	4.5デシベル
2 商業地域	6.5デシベル	6.0デシベル	5.5デシベル
3 1及び2に掲げる地	6.0デシベル	5.5デシベル	5.0デシベル

域以外の地域			
--------	--	--	--

備考 この表において「商業地域」とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する商業地域をいう。

別記様式〔略〕